

3-2. マニフェストの記載 — 積替用



第1章

第2章

第3章

POINT 運搬受託者に廃棄物を引き渡した際、会社名・担当者の氏名が記入されていることを確認!

POINT 一次マニフェストはここには記入不要です。

POINT 斜線部はA票では記入不要です。

POINT 「B2票」「B4票」「B6票」「D票」「E票」の送付を受けた時に「A票」のこの欄に日付を記入。

法定 ... 法律で定められた記載事項

運搬 ... 運搬受託者の記載事項

排出 ... 排出事業者の記載が望ましい項目

処分 ... 処分受託者の記載事項

⑩産業廃棄物の名称 [法定] [排出]
産業廃棄物の具体的な名称を記載します。(例：コンクリートから、注射器、機械洗浄油等)

⑨積替え又は保管欄 [法定] [排出]
運搬受託者が積替え又は保管を行う場合、積替保管場所の名称、所在地等を記載します。

⑪有害物質等欄 [排出]
有害物質等を含む産業廃棄物を排出する際に、その有害物質名を記載します。(例：感染性、トリクロロエチレン等)

⑫運搬の受託欄 [法定] [運搬]
排出事業者や前区間の運搬受託者から産業廃棄物を受領したときに、運搬担当者が運搬受託者の名称、運搬を担当した従業員の氏名を記載し、押印します。

⑫処分方法欄 [排出]
処分受託者と契約している処分方法を記載します。(例：焼却、破碎、安定型埋立等)

⑬運搬終了年月日欄 [法定] [運搬]
運搬を完了した日付を記載します。

⑬備考・通信欄 [排出] [運搬] [処分]
運搬や処分を行う際の注意事項を記載します。中間処理施設等で産業廃棄物の正確な数量を計測した場合には、この欄に記載します。

⑭有価物拾集量欄 [法定] [運搬]
積替え又は保管の場所において、有償で譲渡できる物の拾集を行った場合に、実際に拾集した量を単位とともに記載します。

⑭中間処理産業廃棄物欄 [法定] [排出]
一次マニフェストでは記載しません。中間処理業者が処理残さの処理を委託し、排出事業者として二次マニフェストを交付する際には、中間処理をした産業廃棄物の排出事業者(一次マニフェストの排出事業者)の名称及び交付番号を記載します。

⑮処分の受託欄 [法定] [処分]
運搬担当者から産業廃棄物を受領したときに、処分担当者が処分受託者の名称、処分を担当した従業員の氏名を記載し、押印します。

⑮最終処分の場所欄 [法定] [排出]
最終処分を行う事業場の名称、所在地等を記載します。排出事業者が中間処理を委託する場合には、中間処理後の残さの委託先を確認し、記載します。なお、最終処分の予定先が複数である場合などマニフェストに記載することが困難である場合には、別途委託契約書に記載されたとおりであることを記載します。

⑯処分終了年月日欄 [処分]
処分を終えた日付を記載します。

⑯運搬受託者欄 [法定] [排出]
産業廃棄物の運搬を行う業者の名称、住所及び電話番号を各区分ごとに記載します。

⑰最終処分終了年月日欄 [法定] [処分]
最終処分場で埋立処分が終了した日付、または中間処理施設で再生処理が終了した日付を記載します。二次マニフェストの場合は中間処理業者が一次マニフェストの「最終処分終了年月日」欄に転記します。

⑰運搬先の事業場(処分事業場)欄 [法定] [排出]
運搬先の積替保管場所もしくは処分事業場の名称、所在地を記載します。

⑱最終処分を行った場所 [法定] [処分]
埋立処分を行った最終処分場または再生を行った中間処理施設の名称、所在地を記載します。

⑱処分受託者欄 [法定] [排出]
産業廃棄物の処分を行う業者の名称、住所及び電話番号を記載します。

⑳照合確認欄 [排出]
マニフェストの送付を受けた際に、A票や契約書の内容と照合した日付を記載します。

①交付年月日欄 [法定] [排出]
マニフェストを交付した日付(廃棄物を渡した日付)を記載します。

⑥事業場(排出事業場)欄 [法定] [排出]
産業廃棄物を排出した事業場の名称、所在地等を記載します。

②交付番号欄 [法定] [排出]
排出事業者がこのマニフェストを特定できる番号を記載します。連合会のマニフェストでは重複のない10桁の交付番号があらかじめ印刷してあります。この番号により、どのマニフェストが、いつ誰に頒布されたかを把握しています。
※右上にC/Dと記載された欄の数字はチェックディジットといい、コンピュータへのキー入力時のエラー検出に利用します。
▶P42参照

⑦産業廃棄物の種類欄 [法定] [排出]
原則として、廃棄物処理法に記載された産業廃棄物の種類を記載します。

③整理番号欄 [排出]
必要に応じて独自の管理番号等を記載します。

⑧数量(及び単位)欄 [法定] [排出]
産業廃棄物の重量・体積・個数等を単位まで記載します。原則として、計測等により把握した正確な数量を記載しなければなりません。が、運搬車両に積み込む時点で、計測が困難な場合には、m³やフレコンバッグ〇袋など、推計量を記載し、後日、処分受託者が計測した正確な数量を、「備考・通信」欄に記載してもらうようにしてください。

④交付担当者欄 [法定] [排出]
マニフェストの交付を担当した従業員の氏名を記載します。この欄の押印については任意であり、サインでも構いません。

⑨荷姿欄 [法定] [排出]
バラ、ドラム缶、ポリ容器など産業廃棄物の荷姿を記載します。

⑤事業者(排出者)欄 [法定] [排出]
排出事業者の名称、住所等を記載します。

※法定の記載欄を使用しない場合には、空欄に必ず斜線を引いてください。